

坂井地区広域連合広報

あわら市と坂井市の架け橋となって



短期集中型サービス(C型)とは

短期集中予防サービスとは、日常生活行為（調理や掃除、買い物等）にやりづらさを感じるようになった高齢者を対象に、保健・医療・介護の専門職が短期集中的に関わることで、一時的に低下した生活機能を回復し、もとの生活や参加していた活動等、その人らしい望む暮らしを実現することを目的としたサービスです。



CONTENT

- 短期集中型サービス(C型) 2~3
- 要介護認定者数、認定率の推移 4
- 令和8年度 当初予算 5
- 第83回広域連合議会定例会 一般質問 6
- 広域連合NEWS 7~8

浄化槽設置(管理)者のみなさまへ

浄化槽は、水中の微生物の働きを利用して、し尿や生活雑排水の汚れをきれいにし、河川等に流しています。しかし、維持管理が正しく行われないと、浄化槽の故障や機能低下が起これ、汚れたままの水が河川等に流れ、悪臭や水質汚濁の原因となります。浄化槽を正しく維持管理するために、浄化槽法では、浄化槽管理者の義務として、「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の3つの義務が定められています(ご家庭の場合は、通常世帯主が「浄化槽管理者」になります)。

項目	内容	必要回数	依頼先
保守点検 (浄化槽法第10条)	浄化槽の機能を維持するために、浄化槽の機器類の点検・調整や消毒薬の補充などを行います。	年3~4回 ※浄化槽の種類や大きさにより回数異なります。保守点検業者にご確認ください。	知事等の登録を受けた保守点検業者に委託してください。
清掃 (浄化槽法第10条)	浄化槽内に溜まった汚泥の引き抜き、機器類の洗浄等を行います。	年1回以上 ※浄化槽の種類等により回数異なります。清掃業者にご確認ください。	市町長の許可を受けた清掃業者に委託してください。
法定検査 (浄化槽法第7条、第11条)	保守点検および清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを外観検査・水質検査・書類検査により総合的に判断します。	設置後すぐの検査(7条検査) 使用開始後3~8ヵ月以内定期検査(11条検査) 年1回	県知事が指定した下記の指定検査機関に依頼してください。 (一財)北陸公衆衛生研究所 TEL:0776-22-0491

お問い合わせ先 福井県坂井健康福祉センター 環境衛生課 ☎0776-73-0601

代官山墓地の使用者を募集します!

代官山墓地とは?
坂井市三国町池上に位置し、緑で囲まれた墓地公園です。

車通りが少なく、区画と区画の間も十分なスペースがあり、安心してお参りいただけます。

- ◆使用許可の要件
- 1 あわら市、坂井市にお住まいの人
 - 2 あわら市、坂井市に本籍または墓地のある人

- ◆申請に必要な書類もの
- 住民票抄本(本籍地記載あり)
 - 使用料等(後日納付可)
- ◆使用料と維持費
- ※使用許可の要件2に該当する人は、使用料、維持費が2割増となります。
 - ※使用料は、永代使用料です。
 - ※維持費は、永代ではありません。
- 条例などの改正により納付が必要となる場合があります。

令和8年3月1日現在

区画区分	使用料	維持費	残区画数
3.0㎡ (1.5m×2m)	144,000円	28,000円	6区画
4.0㎡ (2m×2m)	172,000円	31,000円	26区画
6.0㎡ (2m×3m)	228,000円	37,000円	45区画



お問い合わせ先
坂井地区広域連合 総務課
☎0776-191-3308

代官山墓地の使用者の調査を実施します

最近の墓地の現状
全国で無縁墓地(縁故者がいなくなり、管理する人が不在のまま放置された墓地)が年々増加しています。無縁墓地が増加すると、墓地の清掃や管理が行われず、他の区画の使用者に影響が及ぶ恐れがあります。

坂井地区広域連合では、計画的に使用者の調査を行い、適切な管理運営に努めてまいります。

墓地の豆知識
法律では次の手順で墓地の調査を定めています。
・官報による掲載
・立札の設置(1年間)

代官山墓地の使用許可証の使用者および住所などの確認をお願いします!

お問い合わせ先
坂井地区広域連合 総務課
☎0776-191-3308

編集後記

春の陽気が感じられる季節になってきました。4月は入学や就職、異動など、新しい生活が始まる節目の時期です。生活環境が大きく変わった方も多いと思いますが、皆さんは新しい毎日には慣れてきたでしょうか。私自身は、この機会に生活を見つめ直し、食事や運動に取り組むことで、より健康的な暮らしを心がけていこうと思っています。皆さんにとっても、心地よいスタートとなりますように。(T.K)

短期集中型サービス(C型) 利用するには地域包括支援センター または担当ケアマネジャーにご相談ください。

春江病院

事業所の取組み



利用者さんのできることを増やし、生活機能を落とさないことを支援します。生活動作の練習（家事、入浴、歩行など）やセルフケア指導、お口の運動、栄養指導などを専門職（作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士）がサポートします。また、運動だけでなく、物忘れ予防や頭の働きの元気に保つために利用者さん同士の交流や脳トレも行います。

改善の様子



実際の例として、家に引きこもりがちだった方が、体力や歩行に自信がついて、買い物や散歩に行くようになったり、口腔体操や嚥下練習により、ムセにくくなり食量が増え、食べる楽しみを取り戻し、体力もつきました。また、利用を通じて友人ができ、利用終了後も一緒にランチに出かけるようになった方もいます。

利用者さんの声

人と話すのが楽しみになりました。頑張っている人を見ると「私も頑張ろう!」と思え、買い物や散歩などを前以上に頑張りました。



Nさん

歩くことに自信が持てました。家の2階に上がるのも、少しでも楽になりました。運動だけでなく、交流の時間があるのが嬉しい。



Tさん

家の中の動きが良くなりました。以前より家族と話すようになり、明るくなったと感じます。



Oさんのご家族

春江病院 介護事業部 住所：坂井市春江町針原65号7番地 TEL：0776-63-5883

なるぞ元気あつぷ教室

転倒を繰り返し、生活に不安を抱えている80代Aさん
自律した生活を安心して継続できるようになりました



▲庭の水まき

▲夜間のトイレ

▲調理

STEP 1 課題 転倒を繰り返す
利用開始前に必ずご自宅に訪問し、生活機能の評価をします。Aさんの場合、バランス能力や足趾の可動域制限があることにより、自宅の内外でふらつきや転倒を繰り返し、趣味である花の水やりや調理が困難になってきていました。

◀セルフマネジメントシート



STEP 2 取組み 目標に向けた戦略会議
面談で、本人の課題が改善するよう自宅での取組みを考えて決めます。1週間ごとに実施状況を確認していきます。サポートすることは「家でできる運動」「生活動作の練習」「生活環境の改善」「健康で暮らす知恵」。

自分らしい生活へのリセット 卒業おめでとうございます



「ふらつきが減り、椅子からスッと立ち上がれるようになりました。気づけば、こんなに歩けている。不安なくできる」と実感しています。

STEP 3 成果 目標達成 改善の継続
3ヶ月の取組みによって、Aさんは調理で老人車を使用しなくても安定して行えるまでに改善されました。特に毎日の「5本指靴下を履く」動作、足趾の可動域拡大によりスムーズに行えるようになりました。自身の課題に気づき改善策を理解・納得し実行に移せたことで、生活の安全性が向上し、活動への意欲も戻ってきました。

当教室短期集中型サービスCの目標は生活の中で個人の大切な作業をいつまでも継続させ、生活の質を維持していくことだと考えています。そのために、人となりを理解し、セルフマネジメントが可能となるようにサポートすることが大切です。

リハビリスタジオなるぞの森 住所：あわら市二面2丁目301 TEL：0776-77-2251

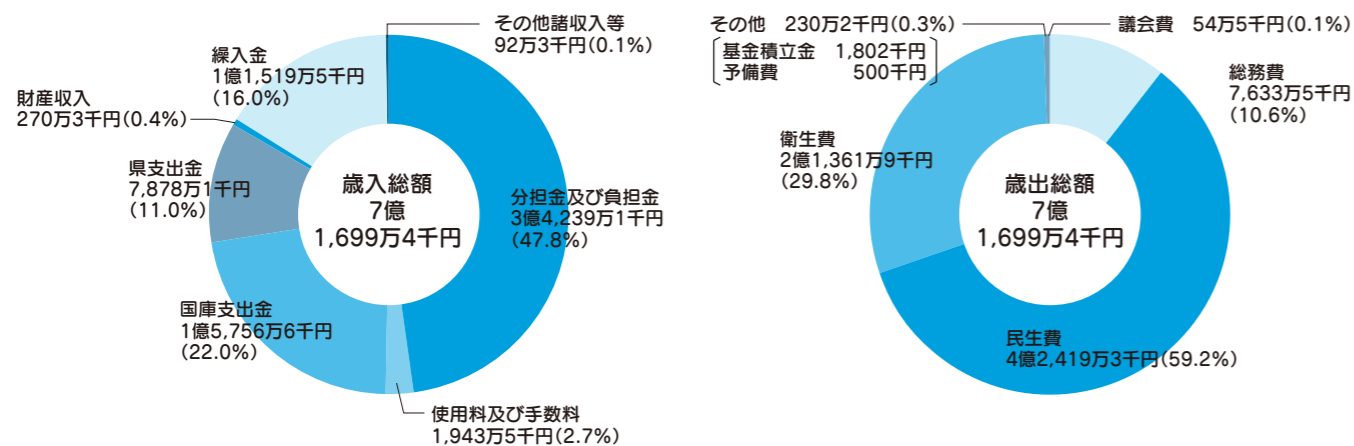
令和8年度 当初予算

坂井地区広域連合の令和8年度当初予算の概要をお知らせします。

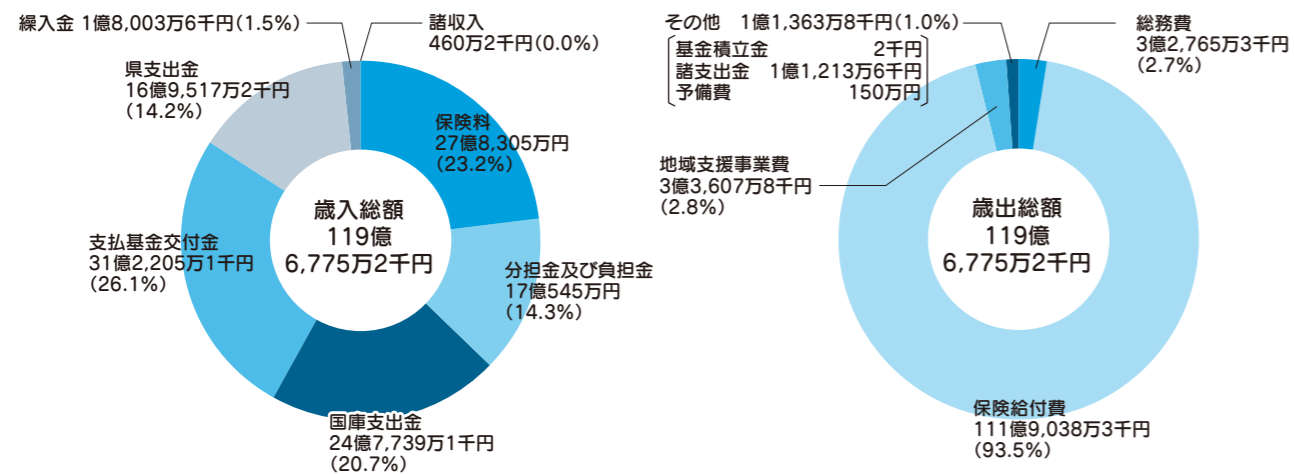
※1 金額は原則千円未満を四捨五入しています。 ※2 比率は小数点第2位以下を四捨五入しています。

予算総額 126億8,713万7千円

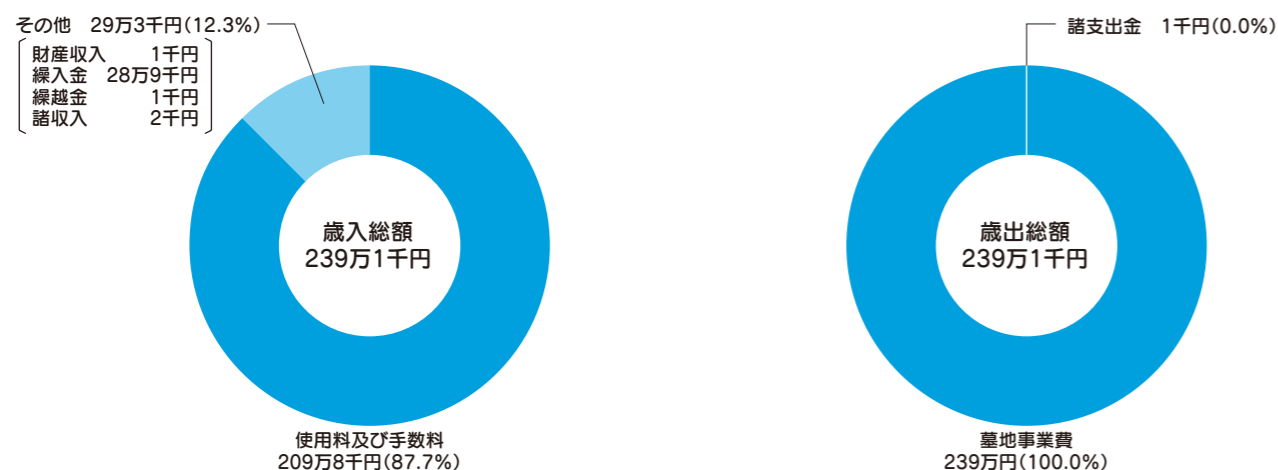
一般会計 総額 7億1,699万4千円



介護保険特別会計 総額 119億6,775万2千円



代官山墓地特別会計 総額 239万1千円

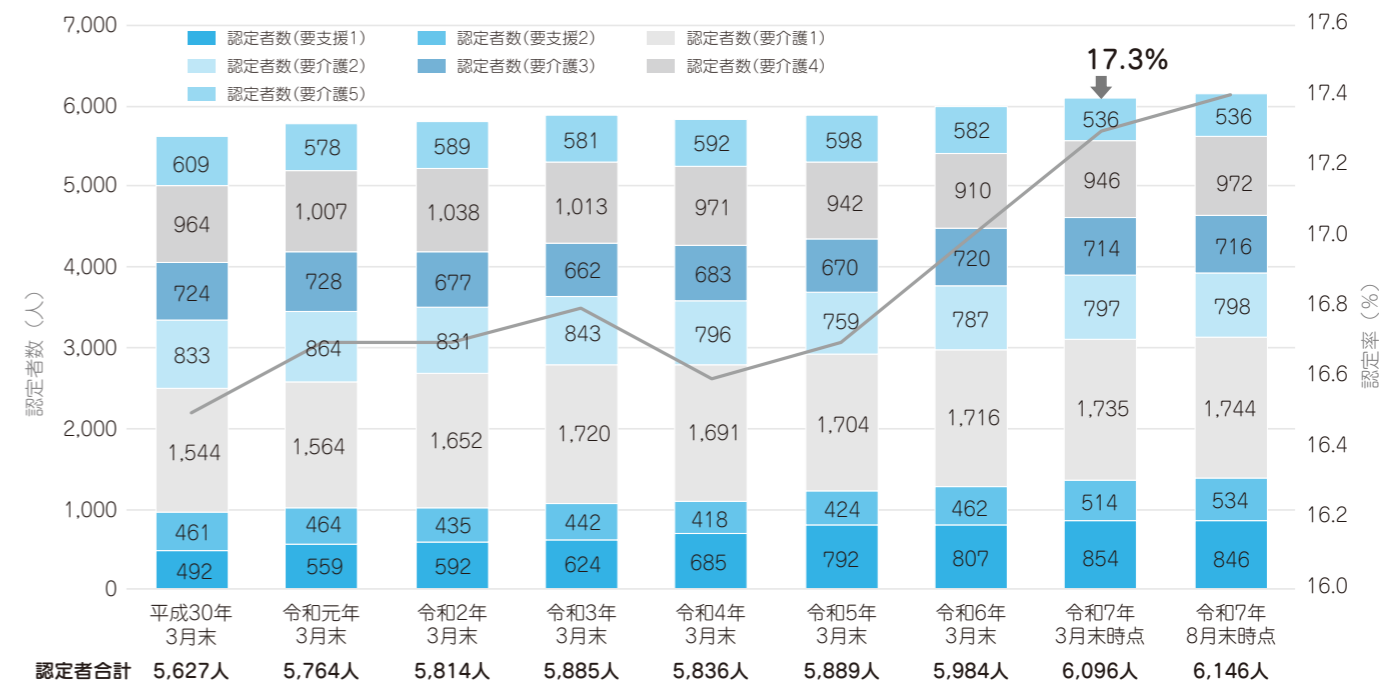


要介護認定者数、認定率の推移

要介護認定者数は、高齢者数の増加とともに徐々に増加しています。

介護度別にみると、坂井地区では要介護1が一番多くなっています。特に、要支援1・2の比較的軽度の認定者が増加しています。

また、令和7年3月末時点の認定率（高齢者のうち、要介護、要支援の認定を受けた割合）は17.3%となっており、コロナ禍以降徐々に増加傾向にあります。



地域共生社会の実現に向けて ~介護保険分野における未来戦略を学ぶ研修会を開催しました~

令和8年3月12日に、「介護保険分野における地域共生社会の深化と未来戦略~持続可能な地域包括ケアシステム構築に向けて~」と題した研修会を開催しました。

長年、坂井地区広域連合の介護保険事業に携わる東海大学の後藤純准教授を講師とし、地域包括ケアの基本と国の動向や他地域の成功事例、多職種連携のあり方について学びを深めました。参加者からは「明日からの実践に活かせるヒントが得られた」「地域の課題を共有できたことが大きな収穫だった」との声が寄せられました。



ACP(人生会議)とは

ACP(人生会議)とは、自らの意思で自分のことを決めることができなくなったときに備えて、人生の最期まで自分らしく生きるために大切にしたいことや希望することなどを考えたり、家族などの大切な人と話し合いを重ねたりすることです。詳細は、お住いの地区にある地域包括支援センターやご担当のケアマネジャーにご相談ください。

坂井地区で暮らす一人ひとりが人生の最期まで自分らしく生活ができるよう、その人らしい意思決定への支援方法やACP(人生会議)を支援する際の留意点などに関する研修を坂井地区内のケアマネジャーを対象として令和8年3月5日に実施しました。

講師はふるさと往診クリニック遠藤院長、坂井地区医師会の在宅医療コーディネーター大代氏に務めていただきました。



11月11日・12日 坂井地区広域連合議会議員視察研修

愛知県の豊明市と大府市を視察し、豊明市では地域全体で支え合う仕組みについて学び、大府市では認知症予防に向けた取り組みを深く理解することができました。

豊明市では、行政に加えて住民や企業が連携し、持続可能な地域支援体制を築いていました。さらに、子どもから高齢者まで多世代が交流できるよう工夫された施策も進められており、地域のつながりを大切にする姿勢が印象的でした。一方、大府市では専門機関との協働により、認知症予防に特化した取り組みが充実しており、地域ぐるみで健康づくりに取り組む姿勢が強く感じられました。

今回の視察を通じて、「住民の暮らしに寄り添った連携」「地域の特性を生かす工夫」「世代を超えた交流を促すこと」の大切さを改めて実感しました。これらの学びを、今後の坂井地区での業務にしっかりと生かしていきたいと考えています。



豊明市議場内



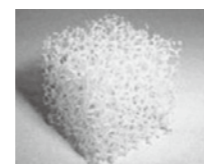
大府市研修室

さかいクリーンセンターの処理工程が変わりました！

令和6年度から試験導入していた新しい処理工程「担体プロセス」を正式導入しました。この変更により、使用する機器数や処理槽が減り、用役費やメンテナンス費用が削減されます。

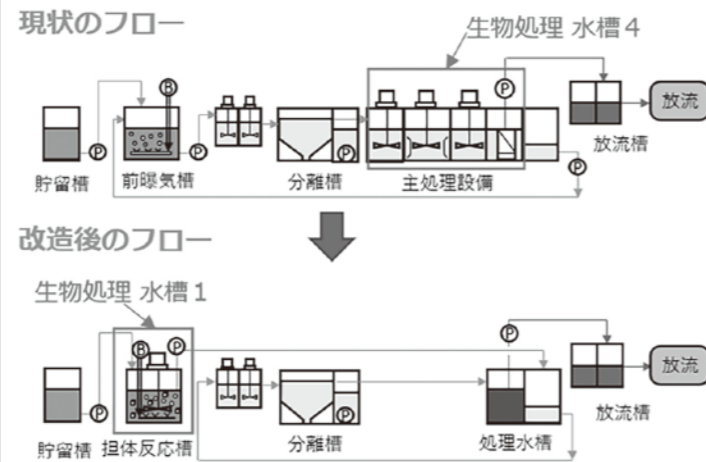
担体プロセスとは

微生物が付着しやすいスポンジ状の樹脂製立方体(担体)を主処理設備に投入し、体積当たりの処理能力を向上させるプロセスです。



11基の機器、3槽の削減ができました。

項目	単位	導入前	担体プロセス	R4年度	との比較
		R4年度	R6.5~R7.3	実績 (平均値)	
搬入量	kL/日	25.7	26.2		+2%
電力使用量	kWh/日	2,748	2,330		-15%
薬品使用量	無機凝集剤	L/日	59.0	14.9	-75%
	高分子凝集剤	kg/日	3.36	1.84	-45%
	苛性ソーダ	L/日	68.3	14.1	-79%
	次亜塩素酸ソーダ	L/日	48.8	51.4	+5%
	メタノール	L/日	3.97	0.149	-96%



第83回広域連合議会定例会が2月17日(火)に開催されました。今回は、9議案等が上程され、いずれも原案のとおり認定および可決されました。また、2名の議員が一般質問を行いました。

- 【上程議案等】
- 令和7年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - 令和7年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 令和8年度坂井地区広域連合一般会計予算
 - 令和8年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算
 - 令和8年度坂井地区広域連合代官山臺地特別会計予算
 - 坂井地区広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について
 - さかいクリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について
 - 坂井地区広域連合広域計画の変更について



畑野 麻美子 議員

居宅サービス利用者負担の軽減に、本人非課税を救済する仕組みを

問 居宅サービス利用者負担の軽減は、介護が必要な方が経済的理由でサービス利用を控えることのないよう、低所得者の方の負担を軽くする重要な制度である。制度の取りこぼしを防ぐために、例えば、本人非課税で扶養実態がなく、収入、預貯金、資産、滞納なしなどの条件を満たす場合に限った例外的な枠組みにより、本人非課税を救済する仕組みを求めます。

答 住民基本台帳上で同一世帯となっても、実態はその家族が別居している場合や、家計を完全に分離している場合、扶養家族が家庭の事情などの特別な理由により支援を行うことができない場合もある。

このような場合は、本人や家族などに生活状況などを確認しながら実態を把握し、この制度の適否の判断を柔軟に行っている。

例外的な枠組みの規定は設けないが、安心して介護サービスを利用でき、サービス利用控えや取りこぼしにつながらないように努める。



鍋嶋 邦広 議員

ケアマネの処遇改善及び労働環境の実態把握と改善を

問 ケアマネジャーの処遇改善について、今後広域連合として、どの様に取り組んで行くのか。

答 国では、人材流出を防ぐ緊急的な措置として今年度に介護分野の職員の賃上げ、職場環境改善支援事業を実施することを決定した。

ケアマネジャーもこの処遇改善の対象となっている。このように、国の制度として、ケアマネジャーの処遇改善が位置づけられたことは、専門職の確保、定着に向けた大きな一歩であると認識している。

広域連合としても、介護事業所職員を対象とした集団指導を開催する予定で、国の制度の改正内容をしっかりと周知するほか、ケアマネジャーに対しても引き続きケアマネジメントに関する研修会を開催し、資質向上に向けた支援なども行っていきたいと考えている。

問 ケアマネジャーのカスタハラなどの現状把握と解決に向けた取り組みについて伺う。

答 介護現場では特に利用者や家族からのカスタマーハラスメント対策が求められていることから、介護保険事業所ネットワークさかいでは、11月に県社会福祉協議会より講師を招いてカスタマーハラスメントの初期対応について、研修会を開催している。

また、介護事業所以外の相談窓口として、広域連合やあわら市、坂井市では、利用者や家族からの苦情や相談も受けているが、併せて介護職員からの相談も受け付けている。今後も介護現場で働く方々が安心して職務に専念できるよう、引き続き適切な助言を行っていきたく考えている。



居宅サービス利用者負担の軽減制度の詳細については「わたしたちの介護保険(令和7年度版)」の21ページをご参照ください。